

退職金専用定期預金「セカンドライフ」

(令和3年7月1日現在)

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ◇退職金専用定期預金「セカンドライフ」 |
| 2. 販売対象 | ◇退職金のお受取りから半年以内にお預け入れいただける個人の方で、当金庫営業エリア内にお住まい、またはお勤めの方 |
| 3. 期間 | ◇定型方式 ◇3カ月 ◇自動継続（元金継続または元利金継続）のみ |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度 | ◇一括預入 ◇300万円以上 ◇10万円単位 ◇なし |
| 5. 払戻方法 | ◇満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | ◇年0.5% ◇投資信託口座保有で年0.5%上乗せ (最大優遇後利率年1.0%) ◇預入時の利率を初回満期日まで適用します。 継続後の利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示利率とします。 ◇満期日以後に一括して支払います。 ◇付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 |
| 7. 利子課税 | ◇分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%） ◇マル優の取扱いができます。 |
| 8. 手数料 | — |
| 9. 中途解約時の取扱い | ◇満期前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに払い戻します。 ①預入期間6カ月未満・・・・・・・・・・解約日の普通預金利率 |
| 10. 金利情報の入手方法 | ◇継続後の金利は窓口でお問い合わせください。 |
| 11. 当金庫の営業エリア | ◇岡山県全域及び広島県福山市（旧芦田町、駅家町、加茂町、内海町、新市町、沼隈町、神辺町を除く。） |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p> | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |
| <p>13. その他</p> | <p>◇「源泉徴収票」や「任意継続健康保険証」等ご退職を確認できる資料の提示をお願いします。</p> <p>◇現在当金庫にお預け入れの商品からのお振り替えはできません。</p> <p>◇総合口座への担保（組み入れ）、通帳式定期預金のお取扱いはできません。</p> <p>◇預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので一部カットされることがあります）</p> <p>◇金利情勢の変動により、取扱いを中止または商品内容を変更する場合があります。</p> |